

障害者等の駐輪場以外への駐輪許可に関する取扱要項

麻生区役所敷地内における、障害者等の駐輪場以外の場所への駐輪の許可について、次のとおり取扱うものとする。

1 対象となる車両

区役所庁舎への用件のため来庁したものであって、障害等により歩行が困難と認められる、次の事項に該当する本人が運転する自転車、自動二輪車及び電動シニアカー（以下「自転車等」という。）

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）に基づく身体障害者手帳の交付を受けている者で、別表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する障害の級別に該当する障害を有するもの
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）に基づく戦傷病者手帳の交付を受けている者で、別表の左欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる恩給法（大正 12 年法律第 48 号）別表第 1 号表ノ 2 に規定する重度障害の程度に該当する障害を有するもの
- (3) 児童相談所又は知的障害者更生相談所の判定により知的障害者とされた者で、県又は市から療育手帳等の交付を受けているもののうち、重度の障害を有する者
- (4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）に基づく精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 155 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級の障害を有するもの（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）第 36 条第 3 号に規定する精神通院医療に係る自立支援医療費の支給を受けている者に限る。）
- (5) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 19 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定を受けている者のうち、児童福祉法第 6 条の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める小児慢性特定疾病及び同条第 2 項の規定に基づき当該小児慢性特定疾病ごとに厚生労働大臣が定める疾病の状態の程度（平成 26 年厚生労働省告示第 475 号）第 14 表に規定する色素性乾皮症の認定を受けているもの
- (6) その他高齢等により歩行が困難であると庁舎管理者が認めるもの

2 駐輪できる場所

区役所 2 階入口前（別図のとおり）

3 駐輪できる時間

区役所庁舎での用件が済むまでの時間

4 駐輪の方法

(1) 申請

ア 障害等により自転車等を押し歩くことが困難で、来庁者用駐輪場以外の場所への駐輪を希望する者は、麻生区役所総務課に「駐輪場以外への駐輪許可に係る申請書」(様式第1号)を提出する。

イ その際、総務課は、「1対象となる車両」の該当の有無について申請書及び障害者手帳等により確認する。

ウ 総務課にて、許可に係る決裁を行い、「駐輪許可カード」(様式第2号)及び「駐輪許可証」(様式第3号)を作成する。なお、「駐輪許可カード」(様式第2号)及び「駐輪許可証」(様式第3号)の有効期間は申請受理日から2年間とする。

(2) 交付

ア 総務課は、許可を受けた者に「駐輪許可カード」(様式第2号)を交付し、利用方法等を説明する。

イ 総務課は、守衛室に「駐輪許可証」(様式第3号)を引き渡す。

(3) 駐輪時

ア 許可を受けた者が駐輪をする際は、許可を受けた者は守衛室に「駐輪許可カード」(様式第2号)を提示し、守衛が自転車等に「駐輪許可証」(様式第3号)を取り付ける。

イ 駐輪が終了した際は、許可を受けた者は守衛室に立ち寄り、守衛が自転車等に取り付けてある「駐輪許可証」(様式第3号)を取り外す。

(4) 更新

ア 有効期間が満了する日の1か月前から、更新手続きを行うことができる。

イ 更新手続きは、「(1)申請」と同じ手続きとする。

(5) 再発行

ア 許可を受けた者が「駐輪許可カード」(様式第2号)を紛失等した場合には、再発行手続きを行うことができる。

イ 再発行手続きは、「(1)申請」と同じ手続きとする。

ウ 再発行時の有効期間は、その時点で許可を受けている有効期間と同じとする。

5 改正前の駐輪許可の取扱い

本取扱要項の改正前の駐輪許可については、「駐輪許可カード」(様式第2号)及び「駐輪許可証」(様式第3号)の作成及び交付を要するため、「4 駐輪の方法」「(1)申請」により手続きを行うこととする。

別表

障害の区分		身体障害者福祉法施行規則別表第5号に規定する障害の級別	恩給法別表第1号表ノ2に規定する重度障害の程度
視覚障害		1級から3級までの各級及び4級の1	特別項症から第四項症までの各項症
聴覚障害		2級及び3級	特別項症から第四項症までの各項症
平衡機能障害		3級	特別項症から第四項症までの各項症
上肢不自由		1級、2級の1及び2級の2	特別項症から第三項症までの各項症
下肢不自由		1級から4級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症
体幹不自由		1級から3級までの各級	特別項症から第四項症までの各項症
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級及び2級（一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。）	
	移動機能	1級及び2級	
心臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
じん臓機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
呼吸器機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ぼうこう又は直腸の機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
小腸機能障害		1級及び3級	特別項症から第三項症までの各項症
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害		1級から3級までの各級	
肝臓機能障害		1級から3級までの各級	特別項症から第三項症までの各項症

担任	係長	課長
----	----	----

障害者等の駐輪場以外への駐輪許可に係る
「駐輪許可カード」及び「駐輪許可証」申請書

年 月 日

(宛先) 庁舎管理者

障害者等の駐輪場以外への駐輪許可に関する取扱要項に基づく、

「駐輪許可カード」
 「駐輪許可証」

の

新規交付 再交付
 更新

を申請します。

項目		申請者記入欄	
申請者	ふりがな		
	氏名		
	電話番号		
駐輪許可の事由	申請者が運転する車両は、右のいずれかの車両に該当する	<input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 自動二輪車 <input type="checkbox"/> 電動シニアカー	
	申請者は、右のいずれかの障害等に該当する	事項	等級等
		<input type="checkbox"/> (1) 身体障害者手帳	※詳細をご記入ください。
		<input type="checkbox"/> (2) 戦傷病者手帳	
		<input type="checkbox"/> (3) 療育手帳等	
		<input type="checkbox"/> (4) 精神障害者保健福祉手帳	
<input type="checkbox"/> (5) 小児慢性特定疾患児手帳			
<input type="checkbox"/> (6) その他高齢等により歩行が困難			

庁舎管理者使用欄

駐輪許可の可否	<input type="checkbox"/> 可	有効期間	_____年 _____月 _____日 から _____年 _____月 _____日 まで
		交付番号	_____
	<input type="checkbox"/> 否	理由	<input type="checkbox"/> 許可の事由に該当しないため
備考			

(様式第2号)

交付番号 X●●-●●● 【有効期間 XX●年●月●日まで】
様
駐輪許可カード
あなたの車両は敷地内に駐輪することを許可しています。(麻生区役所敷地内のみ有効。)
<u>駐輪の開始と終了時、必ず守衛室にお立ち寄りください。</u>
麻生区役所庁舎管理者

(様式第3号)

交付番号 X●●-●●●	【有効期間 XX●年●月●日まで】
駐 輪 許 可 証	
この車両は敷地内に駐輪することを許可します。(麻生区役所敷地内のみ有効。)	
麻生区役所庁舎管理者	

